

令和6年度 大学等入学者 ～最上町教育振興修学資金貸付のご案内～

最上町では、大学等への進学を予定している方に修学資金の貸し付けを行なっております。希望される方は、下記をご覧のうえ申請してください。



- ◆対象者 令和6年度に大学・短大・専門学校等へ修学する方
※ご家庭で税金や公共料金の滞納がある場合は申し込みできません
- ◆募集人数 3名
- ◆貸付金額 修学1年につき60万円（月額5万円）
- ◆貸付利子 無利子
- ◆返還期間 卒業後10年以内
- ◆申込期間 3月8日（金）～3月22日（金）
- ◆提出書類
 - ①申請書
 - ②別紙1 修学資金借入状況
 - ③合格通知書の写し
 - ④保護者（父・母）の令和5年分の収入を証明するもの
確定申告書の写し（確定申告をされた方）または源泉徴収票の写し
※申請書等は、町ホームページからダウンロードしてください。
- ◆連帯保証人 親権者（保護者）又は後見人1名及び独立の生計を営む成年者1名の連帯保証人を立てる必要があります。貸与決定後に「誓約書」、「印鑑証明書」等を提出していただきます。
- ◆貸与の決定 募集人数を上回る応募があった場合など、書類審査により貸与できない場合があります。



○お問い合わせ 教育文化課学校教育室 ☎43-2053

医療学生向け
修学資金

国民健康保険直営診療施設等人材育成修学資金

医療関係の学校などでの修学に必要な費用をお貸しする制度です。

- ◆対象者 医療関係の学校に修学し、町内の医療機関や介護施設等に就職を希望する方
- ◆対象となる職種 薬剤師、看護師
- ◆募集人数 1名
- ◆貸付金額 年額60万円（月額5万円）
- ◆貸付利子 無利子
- ◆返還期間等 貸与を受けた期間と同じ年数での返還となります。ただし、養成機関を卒業後1年以内に免許を取得し、10年間のうち5年間町内の医療機関や介護施設に勤務した場合、返還が免除されます。
- ◆申込期間 3月25日（月）～4月5日（金）

提出書類

- ① 申請書（町HPからダウンロードできます）
- ② 合格通知書または在学証明書
- ③ 戸籍抄本
- ④ 学業成績を証明する書類
- ⑤ 家計収入に関する証明書

- ◆貸与の決定 審査を行ない、後日決定通知を送付します。



○お問い合わせ 健康福祉課医療介護保険室 ☎43-3117（内線604）

新年度に向けた異動・引越しの際には・・・ 住所異動などの届出を忘れずに行ないましょう！

新年度に向けて、住所地を異動する方が多くなる時期となりました。住所異動には、今住んでいる住所地の市町村と、これから住む市町村に届出が必要です。届出をしないと、住所に関する正確な記録ができなくなるほか、選挙権などの権利にまで影響が及びます。

また、就職や転職、離職等により、健康保険や年金の資格が変更になる場合にも届出が必要になります。届出をしないと、保険税の二重課税や正確な年金記録ができなくなる場合等がありますので、いずれも必ず届出を行なってください。

住民窓口では、住所異動や住民票の写しの発行などの手続きの際に、本人確認を行なっています。

本人確認のために必要なものは、

- ◎マイナンバーカード
- ◎運転免許証
- ◎旅券（パスポート）
- ◎住民基本台帳カード
- ◎在留カード（外国人の方）

など、官公署が発行した本人の写真が貼付されているものです。いずれか一つをお持ちください。これらのものをお持ちでない場合は、健康保険の被保険者証、年金手帳、各種年金証書、医療受給者証のうち、2点が必要になりますのでご注意ください。なお、本人や同一世帯員以外の方が届出を行う場合は、委任状の提出を併せてお願いしています。個人情報保護のため、窓口での本人確認にご協力をお願いします。

住所異動の届出

転入・転出・転居など、住所が変更になるときは14日以内に届出を行なってください。

こんなとき	手続きに必要なもの	
町外へ転出	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・本人確認ができるもの ・各種保険証 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療受給者証 ・マイナンバーカード（お持ちの方） ・住基カード（お持ちの方）
町外から転入	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・本人確認ができるもの ・転出証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（お持ちの方） ・住基カード（お持ちの方） ・在留カード（外国人の方）
町内で転居	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・本人確認ができるもの ・各種保険証 ・医療受給者証 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（お持ちの方） ・住基カード（お持ちの方） ・在留カード（外国人の方）

※申請書に異動後の新しい住所を記入していただきます。新住所（転出先住所）が分かるようにしてお越しく下さい。

年金の資格異動

就職・離職・転職などをしたとき

こんなとき	手続きに必要なもの	
国民年金から厚生年金へ	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康保険の保険証 ・印鑑 ・個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号がわかる書類 	
厚生年金から国民年金へ	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険被保険者資格喪失連絡票 ・印鑑 ・個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号がわかる書類 	

住所異動または年金の資格異動を行なう場所：役場1階 町民税務課町民生活室

○お問い合わせ 町民税務課町民生活室 ☎43-2012